

# 岡山県立林野高等学校PTA規約

- 第1条 本会は岡山県立林野高等学校PTAと称し、事務局を本校に置く。
- 第2条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭、学校及び社会における生徒の健全な成長を図り、あわせて教育環境の改善と充実を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 教育環境の整備並びに生徒及び教職員の福利厚生に関すること。
  - 2 生徒の学習・生徒指導に関すること。
  - 3 会員相互の研修に関すること。
  - 4 その他本会の目的達成に必要なこと。
- 第4条 本会の会員は、本校に在学する生徒の保護者及び本校の教職員をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- |       |                |
|-------|----------------|
| 1 会長  | 1 名            |
| 2 副会長 | 5 名 (内1名は校長)   |
| 3 理事  | 若干名            |
| 4 代議員 | 若干名 (内若干名は教職員) |
| 5 監事  | 2 名            |
- 本会に専門委員を若干名置くことができる。
- 第6条 役員を選出は、次のとおりとする。
- 1 会長・副会長は、代議員会で選出し、総会において承認を得る。
  - 2 理事は、各地区ごとの代議員により互選し、会長が委嘱する。
  - 3 代議員は、入学年次に各クラスごと2名ずつ、3年次生まで選出し会長が委嘱する。
  - 4 監事及び専門委員は、代議員会の推薦を受けて会長が委嘱する。
- 第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
  - 4 代議員は、代議員会を組織し、会務を執行する。
  - 5 監事は、会計を監査する。
  - 6 専門委員は、専門委員会を組織し、会務を処理する。
- 第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第9条 本会の会議は、次のとおりとする。
- 1 総会
  - 2 理事会
  - 3 代議員会
  - 4 専門委員会
- 第10条 総会は議決機関で、年1回開催し会長がこれを招集する。ただし、会長が必要

を認めたとき、又は会員の4分の1以上の要求があれば臨時に開くことができる。

第11条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 事業報告・決算報告の承認
- 2 事業計画・予算審議の決定
- 3 役員の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他重要事項

第12条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は緊急を要する議事を審議するときで、代議員会を開催するいとまがない場合に会長がこれを招集する。

第13条 代議員会は定期的を開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は代議員の4分の1以上の要求があれば臨時に開くことができる。

第14条 代議員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1 総会議案の審議
- 2 事業の実施
- 3 特に緊急を要する事項について、総会の権限を代行することができる。ただし、この決定した事項は次の総会で報告する。

第15条

- 1 専門委員会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。
- 2 専門委員会に付議する事項は、第3条に規定する事業を達成するための調査・審議とする。
- 3 専門委員会には次の専門委員会を置く。
  - ① 補導委員会
  - ② 広報・研修委員会
  - ③ 進路委員会
  - ④ 購買委員会

第16条 会長は特に緊急を要する事項が生じたときは、副会長と合議のうえ、これを専決することができる。ただし、会長が専決処分をしたときは、次の代議員会又は理事会に報告し、承認を得なければならない。

第17条 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、規約の改正は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第20条 本会の運営に関して必要な細則は、代議員の議を経て、会長が別に定める。

第21条 この規約は昭和43年4月1日から施行し、同日から適用する。

昭和47年	5月28日	一部改正
昭和58年	5月6日	一部改正
平成元年	5月12日	一部改正
平成4年	5月13日	一部改正
平成14年	5月18日	一部改正
平成15年	5月17日	一部改正
平成16年	5月15日	一部改正
平成26年	5月17日	一部改正
令和2年	5月15日	一部改正

## P T A 細 則

- 第1条 岡山県立林野高等学校P T A規約第20条により細則を定める。
- 第2条 事業実施のため、補導、広報・研修、進路、購買の専門委員会を設ける。各委員会に委員長・副委員長2名（内1名は教職員）を互選し、委員長は必要に応じて委員会を招集する。
- 1 補導委員会
    - 構成 委員は代議員とする。
    - 分掌
      - 1 生徒の補導・生活指導に関すること。
      - 2 校外補導連絡会に関すること。
      - 3 その他補導に関すること。
  - 2 広報・研修委員会
    - 構成 委員は理事とする。
    - 分掌
      - 1 P T A会報の編集及び発行に関すること。
      - 2 その他広報・研修活動に関すること。
  - 3 進路委員会
    - 構成 委員は理事とする。
    - 分掌
      - 1 生徒の進路指導に関すること。
  - 4 購買委員会
    - 構成 委員は理事とする。
    - 分掌
      - 1 購買事業に関すること。
- 第3条 副会長（保護者）を会長代行、補導委員会担当、広報・研修委員会担当、進路委員会担当、購買委員会担当に分担する。
- 第4条 代議員の定数は、会員概ね20名ごとに1名とする。
- 第5条 校内代議員は、教頭・事務長・主幹教諭・指導教諭・庶務班長・各課長・各年次主任を会長が委嘱する。
- 第6条 代議員会は、学期に1回開催する。
- 第7条 会長は予算の執行について、副会長（校長）に委任することができる。
- 第8条 書記・会計は、本校職員の中から会長が委嘱する。
- 第9条 役員の新任に当たっては、規約第6条の手続きを経る。
- 1 役員は、生徒が卒業しても次年度の総会まで引き続き、その職務を行う。
  - 2 代議員に中途の欠員が生じたときは、当該地区の会員の中から補欠選挙を行い、その任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 授業料減免規則第2条第1号該当者は、申請により本会費を免除する。